

## 知的障害者の消費者被害を簡易裁判所の特定調停や自立支援の所管窓口につないだ連携事例

20歳代男性、愛の手帳所持。学校を卒業後、就職した。収入は月額14万程度である。

ある日、友人から街コンに参加してみないかと誘われ、申し込みをしたが、街コンは開催中止。数日後、街コンの開催スタッフから連絡があり、他県にある婚活会社を紹介された。恋愛に興味もあったことから、自らその会社を訪ね、婚活サービスの契約（約100万円、36回の分割払い）を締結した。契約期間は6か月、サービスの内容は女性に好印象を持ってもらえる接し方や衣服の助言などである。しかし目に見える成果もなく、半年後に再び同様の婚活サービス契約を勧誘され契約。ローンの支払が2重になって支払額は毎月5万円を超えてしまった。

学校卒業と同時に一人暮らしを始めたが、生活やお金の管理についてサポートしてくれる人がいない状況だった。そんな中、すべてを自分の判断と収入で賄っていたところに、ローンの支払額が増えたことで、次第に食費を削る生活になり、ひどく痩せてしまった。そのことを気にかけて知人から消費生活センターへ相談が寄せられ、後日、本人からの相談となった。

センターでは、ローンの支払いについては簡易裁判所の特定調停を案内、今後の生活に関しては、障害者や生活困窮者の自立支援を所管する窓口につないだ。これまで誰にも相談できない状態であったが、新たな相談窓口ができたことは、本人にとって大きな支援につながった。